



# 山形県公報

平成17年12月16日(金)  
第1702号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則.....(河川砂防課)...1370

### 告 示

- 有害図書類の指定.....(女性青少年政策室)...1373
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(最上総合支庁福祉課)...1374
- 指定居宅サービス事業者の指定.....(同)...同
- 山形県海面漁業調整規則に基づく処分をするための聴聞.....(庄内総合支庁水産課)...同
- 土地改良区の定款変更の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)...同
- 道路の位置の指定.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...1375
- 県道の供用の開始.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...同
- 同.....(同)...同
- 道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...同
- 同.....(同)...1376
- 県道の供用の開始.....(同)...同
- 同.....(同)...同
- 同.....(同)...同
- 開発行為に関する工事の完了.....(最上総合支庁建築課)...1377
- 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同
- 県道の供用の開始.....(同)...同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....1378

#### 告 示

運転免許取得者教育認定変更の届出.....同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...同
- 同.....(同)...1379
- 一般競争入札の公告.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...同
- 平成18年度採用山形県立高等学校実習助手選考試験の実施.....(教育委員会)...1380

# 規 則

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第88号

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則（昭和45年1月県規則第1号）の一部を次のように改正する。

|                        |
|------------------------|
| 飽海郡遊佐町大字杉沢字荷敷10番地先     |
| 飽海郡遊佐町大字吉出字金俣4番の713地先  |
| 飽海郡遊佐町大字吉出字金俣4番の845地先  |
| 飽海郡遊佐町大字吉出字金俣4番の906地先  |
| 飽海郡遊佐町大字杉沢字中山42番の4地先   |
| 飽海郡遊佐町大字小原田字水上145番地先   |
| 飽海郡遊佐町大字吉出字一口下52番の38地先 |
| 飽海郡遊佐町大字吉出字内土手端13番地先   |
| 飽海郡遊佐町大字遊佐町字深田1番地先     |
| 飽海郡遊佐町大字遊佐町字下高砂77番の1地先 |
| 飽海郡遊佐町大字吉出字和田1番の5地先    |
| 飽海郡遊佐町大字遊佐町字上曾根田32番地先  |
| 飽海郡遊佐町大字遊佐町字中の坪6番地先    |
| 飽海郡遊佐町大字江地字上屋敷田17番地先   |
| 飽海郡遊佐町大字江地字上屋敷田81番の1地先 |
| 飽海郡遊佐町大字宮田字向内27番地先     |
| 飽海郡遊佐町大字宮田字堂地10番地先     |
| 飽海郡遊佐町大字宮田字古川17番の1地先   |
| 飽海郡遊佐町大字宮田字沼田31番地先     |
| 飽海郡遊佐町大字北目字前谷地7番の1地先   |

別表第2(5)月光川ダムの項の表中

を

|                       |
|-----------------------|
| 飽海郡遊佐町大字北目字菅野谷地27番地先  |
| 飽海郡遊佐町大字菅里字菅野14番の6地先  |
| 飽海郡遊佐町大字菅里字菅野43番の3地先  |
| 飽海郡遊佐町大字吹浦字西浜4番の1地先   |
| 飽海郡遊佐町大字吹浦字吉野森27番の1地先 |

|                      |
|----------------------|
| 飽海郡遊佐町杉沢字荷敷10番地先     |
| 飽海郡遊佐町吉出字金俣4番の713地先  |
| 飽海郡遊佐町吉出字金俣4番の845地先  |
| 飽海郡遊佐町吉出字金俣4番の906地先  |
| 飽海郡遊佐町杉沢字中山42番の4地先   |
| 飽海郡遊佐町小原田字水上145番地先   |
| 飽海郡遊佐町吉出字一口下52番の38地先 |
| 飽海郡遊佐町吉出字内土手端13番地先   |
| 飽海郡遊佐町遊佐字深田1番地先      |
| 飽海郡遊佐町遊佐字下高砂77番の1地先  |
| 飽海郡遊佐町吉出字和田1番の5地先    |
| 飽海郡遊佐町遊佐字上曾根田32番地先   |
| 飽海郡遊佐町遊佐字中の坪6番地先     |
| 飽海郡遊佐町江地字上屋敷田17番地先   |
| 飽海郡遊佐町江地字上屋敷田81番の1地先 |
| 飽海郡遊佐町宮田字向内27番地先     |
| 飽海郡遊佐町宮田字堂地10番地先     |
| 飽海郡遊佐町宮田字古川17番の1地先   |
| 飽海郡遊佐町宮田字沼田31番地先     |

に改める。

|                        |
|------------------------|
| 飽海郡遊佐町北目字前谷地 7 番の 1 地先 |
| 飽海郡遊佐町北目字菅野谷地27番地先     |
| 飽海郡遊佐町菅里字菅野14番の 6 地先   |
| 飽海郡遊佐町菅里字菅野43番の 3 地先   |
| 飽海郡遊佐町吹浦字西浜 4 番の 1 地先  |
| 飽海郡遊佐町吹浦字吉野森27番の 1 地先  |

別表第 3 (5)月光川ダムの頂の表中

|                         |
|-------------------------|
| 飽海郡遊佐町大字吉出字金俣国有林12林班は小班 |
| 飽海郡遊佐町大字吉出字金俣 4 番の848地先 |
| 飽海郡遊佐町大字タノ川 7 番の 2 地先   |
| 飽海郡遊佐町大字宮田字外家の前24番地先    |
| 飽海郡遊佐町大字菅里字菅野80番の 1 地先  |

を

|                       |
|-----------------------|
| 飽海郡遊佐町吉出字金俣国有林12林班は小班 |
| 飽海郡遊佐町吉出字金俣 4 番の848地先 |
| 飽海郡遊佐町タノ川 7 番の 2 地先   |
| 飽海郡遊佐町宮田字外家の前24番地先    |
| 飽海郡遊佐町菅里字菅野80番の 1 地先  |

に改める。

別表第 4 (5)月光川ダムの頂の表中

|                           |
|---------------------------|
| 左岸 飽海郡遊佐町大字杉沢字嶽の腰591番の 2  |
| 右岸 飽海郡遊佐町大字吉出字金俣 4 番の1221 |
| から                        |
| 海まで                       |

を

|                         |
|-------------------------|
| 左岸 飽海郡遊佐町杉沢字嶽の腰591番の 2  |
| 右岸 飽海郡遊佐町吉出字金俣 4 番の1221 |
| から                      |
| 海まで                     |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第1140号

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

（ 図 書 ）

| 指定<br>番号 | 題 名                        | 図 書 コ ー ド   | 発 行 所 等     | 指定の理由                               |
|----------|----------------------------|-------------|-------------|-------------------------------------|
| 8360     | レディースコミック微熱特別編集PINKYパラダイス  | 07690-12    | セブン新社       | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8361     | レディースコミック微熱SUPERデラックス 12月号 | 07689-12    | セブン新社       |                                     |
| 8362     | ヤングコミックスぴんくいる・あそーと         | 50025-28    | (株)少年画報社    |                                     |
| 8363     | パソコンパラダイス 12月号             | 07483-12    | (株)メディアックス  |                                     |
| 8364     | COMICゲッチュ 12月号             | 13479-12    | 若生出版(株)     |                                     |
| 8365     | レディースコミック・タブー 12月号         | 19673-12    | 三和出版(株)     |                                     |
| 8366     | ヤングマニアル嵐 7 12月18日増刊号       | 28307-12/18 | (株)白泉社      |                                     |
| 8367     | レディース・コミック微熱 1月号           | 09663-1     | セブン新社       |                                     |
| 8368     | Boys LOVE 12月号             | 18145-12    | (株)マガジンマガジン |                                     |
| 8369     | コミックJune 12月号              | 03843-12    | (株)マガジンマガジン |                                     |
| 8370     | センセイの秘蜜SOAP・2              | 52121-37    | (株)フロム出版    |                                     |
| 8371     | 危険恋愛H                      | 55153-18    | (株)松文館      |                                     |
| 8372     | 愛ノカタチ                      | 50166-86    | (株)双葉社      |                                     |
| 8373     | 堀田HOTTA 2                  | 不明          | (株)太田出版     |                                     |
| 8374     | マガジン・バン! 1月号               | 18385-01    | (株)マガジンマガジン |                                     |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定（包括基準）に該当する有害図書類

（ 図 書 ）

| 番号 | 題 名        | 区 分 | 発 行 所 等 |
|----|------------|-----|---------|
| 1  | NAMA - GAL | 不明  | M Y 出版  |

(録画テープ等)

| 番号 | 題 名                      | 区 分   | 発 行 所 等      |
|----|--------------------------|-------|--------------|
| 1  | 近親相姦MAYUKA               | D V D | (株)ワンズファクトリー |
| 2  | 人妻 2 人の過激映像 2 若妻<br>エブロン | D V D | HA HA CLUB   |
| 3  | 好色妻 欲求不満の私を犯して<br>矢吹涼子   | D V D | (有)隼エージェンシー  |

山形県告示第1141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地                   | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日      |
|-----------------------------------|-------------------------------|---------------|------------|
| 有限会社アインクサービス舟形<br>最上郡舟形町富田423番地の乙 | アインクサービス舟形<br>最上郡舟形町富田423番地の乙 | 福 祉 用 具 貸 与   | 平成17.11.22 |

山形県告示第1142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                        | 事業所の名称及び所在地                                      | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------|-----------|
| YI'Sケアサポート株式会社<br>最上郡真室川町大字平岡字片<br>杉野1692番地の12 | ホームヘルプステーションぱれっと<br>最上郡真室川町大字平岡字片杉野1692番<br>地の12 | 訪 問 介 護       | 平成17.12.8 |

山形県告示第1143号

山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第45条第3項の規定により、同条第1項前段の規定による処分をすることについて、及び第47条第3項の規定により、同条第1項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 日 時 平成18年1月12日(木) 午後1時30分から
- 2 場 所 酒田市山居町二丁目14番23号  
庄内総合支庁産業経済部水産課 大会議室（3階）

山形県告示第1144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称

- 庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日  
平成17年12月5日

## 山形県告示第1145号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有村総西建第209号
- 2 指定の場所 寒河江市小沼町66番4、67番4、68番4
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長37.55メートル
- 4 指定年月日 平成17年12月7日

## 山形県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年12月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 村山市榎岡新町一丁目154番17から  
同 154番47まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月16日

## 山形県告示第1147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年12月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 尾花沢関山線
- 2 供用開始の区間 村山市榎岡新町三丁目4868番3から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月16日

## 山形県告示第1148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間        | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長     |
|-----------------------------|----------|------|------------------|--------|
| 最上郡真室川町大字釜淵字内膳407番21から<br>同 | 407番17まで | 旧    | 12.6メートル<br>11.2 | 30メートル |
| 同                           | 上        | 新    | 17.4メートル<br>11.2 | 同上     |

## 山形県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 新庄次年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間        | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延長     |
|-------------------------|----------|------|-----------------|--------|
| 新庄市大字角沢字柴倉1893番1から<br>同 | 1381番1まで | 旧    | 10.8メートル<br>8.8 | 89メートル |
| 同                       | 上        | 新    | 11.7メートル<br>8.8 | 同上     |

## 山形県告示第1150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字釜淵字内膳407番21から  
同 407番17まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月16日

## 山形県告示第1151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 瀬見新庄線
- 2 供用開始の区間 新庄市金沢字元屋敷2269番4から  
同 大字鳥越字新町後1002番9まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月28日

## 山形県告示第1152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 新庄次年子村山線



- 2 供用開始の区間 新庄市大字角沢字柴倉1893番 1 から  
同 1381番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月16日

## 山形県告示第1153号

次の開発行為は、完了した。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年 8月19日 指令最総建第 5号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市十日町字早坂道2553 - 2、字早坂2554、2555 - 5、2559 - 2、2554先、2555 - 5先、2559 - 2先、字西高谷2552 - 5、2552 - 6、2552 - 5先、2552 - 6先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
新庄市新町 2番15号  
株式会社 新庄開発センター  
代表取締役 森 俊明

## 山形県告示第1154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|---------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 鶴岡市湯温海字湯之尻 2番 1 から<br>同 温海字荻田177番15まで | 旧    | 59.4メートル<br>と<br>9.4 | メートル<br>396 |
| 同 上                                   | 新    | 59.4メートル<br>と<br>9.7 | 同 上         |

## 山形県告示第1155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市湯温海字湯之尻 2番 1 から  
同 温海字荻田177番15まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月16日

## 山形県告示第1156号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「 若宮80番地1 」 を 「 若宮三丁目7番8号 」 に改める。

附 則

この規程は、平成17年12月19日から施行する。

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月16日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 鏡 谷 誠 一

山形県公安委員会規則第15号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号山形警察署南沼原交番の項中「大字南館」を「富の中四丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月19日から施行する。

#### 告 示

山形県公安委員会告示第9号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成17年12月16日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 鏡 谷 誠 一

1 届出をした者の氏名又は名称

株式会社白鷹自動車学校

2 変更内容

| 変更に係る事項     | 変 更 前              | 変 更 後      |
|-------------|--------------------|------------|
| 名 称         | 株式会社 白 鷹 自 動 車 学 校 | 株式会社 マ ツ キ |
| 代 表 者 の 氏 名 | 菅 辰 郎              | 松 木 紀 昌    |

### 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年12月16日

山 形 県 知 事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成17年12月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 はーとサービス川西

(2) 代表者の氏名

安孫子 和郎

(3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡川西町大字上奥田3879番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は交通機関空白地である川西町東沢地域の住民等に対して、移動手段及び買い物代行のサービスを提供すると共に高齢者世帯等の生活弱者に対しての在宅支援に関する事業を行い、地域に於ける生活の利便性の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年12月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成17年12月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 ちっちな町工場

(2) 代表者の氏名

佐久間 武

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市福田町一丁目3番69号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つことで様々な手助けを必要とする人々に対して、働くことを中心に、地域での自立生活支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、凍結防止剤散布車及び小型除雪車の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年12月16日

山形県村山総合支庁長 佐 藤 洋 樹

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 村山市楯岡苗田四丁目5番1号 山形県村山総合支庁北庁舎4階入札室

(2) 日 時 平成18年1月20日(金) 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件

イ 凍結防止剤散布車 いすゞ U-FRR 32D1改型 初年度登録 平成6年11月

自動車登録番号 山形88さ8686 自動車検査証の有効期限 平成18年10月30日

ロ 小型除雪車 ニイガタ NR222型 初年度登録 平成6年1月

自動車登録番号 村山市8066

(2) 入札に付する物件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 入札方法

(1)に掲げる自動車ごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積った金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業者、建設機械賃貸業者、建設業関係協同組合等であって直接自己の事業目的に使用する者又はスクラップ業者等であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
村山市楯岡笛田四丁目5番1号 村山総合支庁北村山総務建築課経理係 電話番号0237 - 55 - 2121（内線308）
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
入札見積価格の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格以上で最も高額な価格で入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 その他
  - (1) この公告による入札の詳細は、入札説明書による。
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者は、山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札資格確認申請書を平成18年1月13日（金）までに村山総合支庁建設部北村山総務建築課経理係へ提出すること。
  - (3) 入札に付する物件の説明会の開催日時及び場所  
イ 日 時 平成17年12月22日（木） 午後2時から3時まで  
ロ 場 所 村山市大字富並字新宿1465外1 村山総合支庁富並除雪機械格納センター

平成18年度採用山形県立高等学校実習助手選考試験を次のとおり実施する。  
平成17年12月16日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 佐 藤 敏 彦

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

| 校種   | 職  | 職務内容                |                                            | 志願資格                                                         | 採用見込数 |
|------|----|---------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------|
| 高等学校 | 実習 | 普通系<br>(理科・家庭)      | 高等学校において、理科・家庭科に係る実験又は実習について、教諭の職務を助ける。    | 高等学校を卒業した者又は平成18年3月31日までに卒業する見込みの者                           | 若干名   |
|      |    | 看護系                 | 看護に関する学科を置く高等学校において、看護に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 看護師免許を有する者又は平成18年3月31日までに取得する見込みの者                           | 若干名   |
|      | 助手 | 工業<br>電気・電子系        | 工業に関する学科を置く高等学校において、工業に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 高等学校、大学等において工業関係の学科を修めて卒業した者又は平成18年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者 | 若干名   |
|      |    | 工業<br>機械系<br>土木・建築系 |                                            |                                                              | 若干名   |

## （注） 各系に共通する志願資格

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者（準禁治産者を含む。）

## 2 出願手続

## (1) 志願書等の用紙の交付

平成17年12月16日（金）から教育庁高校教育課（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

で交付する。郵送希望者は、返信用として封筒の表に「実習助手選考試験実施要項請求」と朱書し、郵便番号及びあて先を明記のうえ、140円切手をはった角型2号封筒(33cm×24cm)を同封して簡易書留で申し込むこと。

## (2) 提出書類（出願に際しては、イ、ロを提出し、ハ、ニ、ホは試験当日持参すること。）

## イ 志願書

## ロ 封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

郵便番号及びあて先を明記し、80円切手をはること。

## ハ 最終学歴に係る学校の長による人物証明書（厳封親展）

出願時現在勤務している者は、勤務先所属長による人物証明書をもって代えることができる。

## ニ 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）

## ホ 採用志願者健康診断票（厳封親展）

平成18年1月1日以降に、医療機関において、採用志願者健康診断票の全項目について健康診断を行ったもの

## (3) 志願書等の受付期間及び提出先

## イ 提出期間 平成18年1月4日（水）から平成18年1月17日（火）まで

## ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（郵送による出願は簡易書留で、平成18年1月17日（火）必着とする。）

## ハ 提出先 山形県教育庁高校教育課（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

## 3 選考試験

## (1) 日 時 平成18年1月27日（金）午前9時00分から

## (2) 場 所 山形県教育センター大視聴覚室

## (3) 試験種目及び内容

## イ 筆記試験

## (イ) 一般教養試験(高等学校卒業程度の内容)

ただし、普通系については理科・家庭、看護系については看護、工業についてはそれぞれの系に関する内容を含む。

## (ロ) 作文

## ロ コンピュータ実技試験

## ハ 面接試験

## (4) 日 程 当日指示する。

## 4 選考試験結果の発表等

## (1) 選考試験の結果は、平成18年2月下旬に本人あてに通知する。

## (2) 採用は、平成18年4月1日以降とする。

## 5 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁高校教育課に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）

| 開 示 内 容   | 開 示 期 間      | 開 示 場 所     |
|-----------|--------------|-------------|
| 総 合 ラ ン ク | 合格発表の日から1か月間 | 山形県教育庁高校教育課 |

## 6 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁高校教育課（TEL 023-630-2863）に問い合わせること。

平成17年12月16日印刷  
平成17年12月16日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056